

核兵器禁止条約に署名・批准を国に求める意見書提出についての陳情

[願意]

日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効された核兵器禁止条約にただちに調印、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに意見書の提出を陳情します。

[理由]

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択され、国連創設デーの2020年10月24日、発効に必要な50カ国の批准を達成し、2021年1月22日に効力を発することとなりました。2024年1月時点で署名国は93か国、批准国70か国となっています。

2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、国連総会第1号決議（1946年）が原子兵器の撤廃を提起して以来、人類は初めて核兵器を違法とする国際法を手に入れました。この条約は核兵器の開発、実験、生産、製造、使用、威嚇など、核兵器のあらゆる活動を禁止しています。さらに核兵器の使用を前提とする「核の傘」も禁じています。

条約は、国連と非核国政府、被爆者をはじめ非核平和を求める私たち市民社会が力を合わせて実現した素晴らしい条約です。しかし、日本政府は6年連続で核兵器禁止条約促進の国連決議に反対票を投じるなど条約に背をむけています。もし日本が条約に参加すれば、平和を求める国際社会の期待に応え、高い信頼を得て核兵器廃絶の流れに勢いを与えます。

唯一の被爆国の日本は一刻も早く条約に参加し、核兵器のない世界をつくる努力の先頭に立つ時ではないでしょうか。世論調査でも7割の国民が「日本は核兵器禁止条約」に参加すべきとしています。

2024年3月時点で676の地方議会が国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。船橋市議会においてもぜひ意見書を提出していただくよう、お願いいたします。